

令和3年神審第1号

裁 決

漁船A消波ブロック衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和元年12月25日04時30分

徳島県徳島小松島港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 0.6トン

登 録 長 5.31メートル

機 関 の 種 類 電気点火機関

出 力 29キロワット

3 事実の経過

Aは、レーダー及びGPSプロッターを装備しない、雑漁業に従事する無蓋のFRP製漁船で、a受審人が甲板員1人と乗り組み、操業の目的で、船首0.2メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、令和元年12月24日17時30分徳島小松島港小松島第1区の係留地を発し、同区内の漁場を移動しながら夜通ししらすうなぎ漁を行ったのち、水揚げのため同港徳島第1区の新町川右岸となる徳島市津田本町の岸壁に向かい、翌25日03時頃同岸壁に到着して水揚げを終え、04時10分同岸壁を発進して帰航の途に就いた。

ところで、徳島小松島港徳島第1区の新町川左岸河口付近に設置された徳島沖の洲導流堤灯台（以下「導流堤灯台」という。）の南東方沖合の同第2区には、北北東方向に約1,100メートル延びたのち屈折し、更に東方に約400メートル延びる津田外防波堤が築造されていて、その南端には徳島津田外防波堤南灯台（以下「外防波堤南灯台」という。）が、その東端には徳島津田外防波堤東灯台（以下「外防波堤東灯台」という。）がそれぞれ設置されており、また、津田外防波堤北面には多数の消波ブロックが設置されていた。

また、津田外防波堤西面の西方沖合には、全長60メートルの土運船4隻が、いずれもその四隅に黄色4秒一閃の標識灯を点灯させた状態で南北方向にほぼ等間隔で停泊していた。

a受審人は、津田外防波堤周辺の航行経験が豊富で、12月は連夜にわたり出漁していたことから、その水路状況を熟知していた。

a受審人は、新町川を下航したのち徳島第2区に至り、船尾甲板に設置した渡し板の左舷側に甲板員を腰掛けさせ、自らは同板の右舷側に腰掛けて左手で舵柄を握り、津田外防波堤の東方沖合を南下して係留地に向かうつもりで外防波堤東灯台北方沖合に差し掛かったところ、

波浪があったことから津田外防波堤西面の西方沖合を南下することに翻意して反転し、同防波堤屈折部の北方沖合に達したら針路を左に転じるつもりで、04時29分少し過ぎ外防波堤東灯台から356度（真方位、以下同じ。）40メートルの地点で、針路を266度に定め、9.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a 受審人は、04時29分半少し過ぎ外防波堤東灯台から280度150メートルの地点に達したとき、船首方向に黄色の灯火を認め、同灯火を津田外防波堤西面の西方沖合に停泊中の土運船の標識灯と錯覚し、未だ津田外防波堤屈折部の北方沖合に到達していなかったものの、針路を左に転じることとしたが、黄色の灯火が見えたので津田外防波堤屈折部の北方沖合に達したものと思い、導流堤灯台や外防波堤東灯台の灯光の方位及び距離を目測して自船と津田外防波堤との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うことなく、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、左転して235度の針路とし、4.0ノットの速力に減じたところ、津田外防波堤北面に向首して続航し、04時30分直前船首至近に黒い影を認めたものの、どうすることもできず、04時30分外防波堤東灯台から271度180メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、津田外防波堤北面の消波ブロックに衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の西北西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期であった。

衝突の結果、船首部外板に破口等を生じたが、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件消波ブロック衝突は、夜間、徳島小松島港徳島第2区の津田外防波堤北方沖合において、同港小松島第1区に向けて西行中、船位の確認が不十分で、津田外防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、徳島小松島港徳島第2区の津田外防波堤北方沖合において、同港小松島第1区に向けて西行中、針路を左に転じる場合、津田外防波堤に向首することのないよう、導流堤灯台や外防波堤東灯台の灯光の方位及び距離を目測して自船と津田外防波堤との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、黄色の灯火が見えたので津田外防波堤屈折部の北方沖合に達したものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、未だ同防波堤屈折部の北方沖合に到達していない状況に気付かないまま針路を左に転じ、同防波堤に向首進行して、同防波堤北面の消波ブロックとの衝突を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。これは、同人が国土交通大臣の指定する再教育講習を受講したことを酌量したものである。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年6月29日

神戸地方海難審判所

審判官 鎌倉保男